

地域福祉計画の策定について

1. 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、各市町村が策定し公表するよう努めることとされている。(努力義務)

地域福祉計画には、地域福祉の推進に関する事項として、

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- を一体的に定めることとされている。

※本市においては、障害者自立支援法や介護保険法などの、福祉に関する法律の改正が見込まれているため、地域福祉計画の策定を現在まで見送ってきた経過がある。

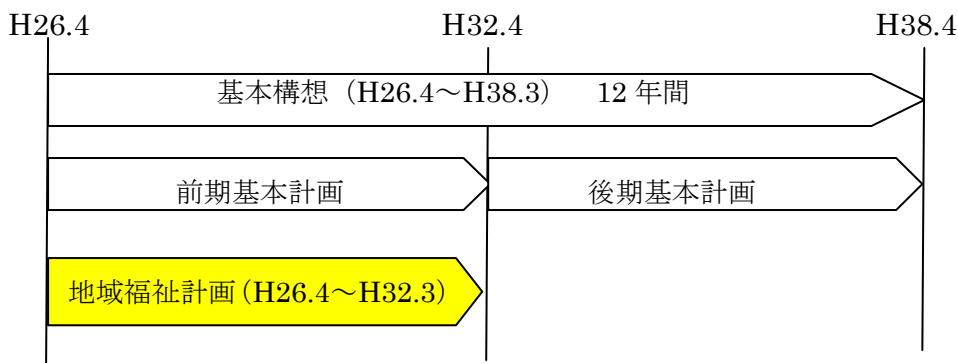
2. 地域福祉計画策定の目的

全ての市民が、人と人との絆を深めながら共に生き、互いに支え合う地域づくり（共生社会）を進めるため、本市の地域福祉のビジョンを示し、市民・団体・事業者・行政それぞれの地域福祉社会構築に向けた役割を明確にする。

3. 他の計画との関係

地域福祉計画の基本構想・基本計画との関係は図 1 のとおり。また、福祉に関する総合的な計画としての位置づけとなるため、「障がい者基本計画・障がい福祉計画」や「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」をはじめ、子育て支援の総合計画である「次世代育成支援対策行動計画」や「男女共同参画基本計画」、「バリアフリー基本構想」など、他の計画との整合を図る必要がある。

(図 1)



4. 他市の策定状況

平成23年度末、千葉県内において地域福祉計画を策定していない市は以下のとおり。
 銚子市、館山市、勝浦市、八千代市、富津市、八街市、白井市、南房総市、匝瑳市、
 習志野市の10市

5. 今後のスケジュール

		内 容	福祉問題審議会	市民検討委員会	庁内検討委員会(※1)
平成24年	11月	MM会議			
	12月	庁内検討委員会設置(要綱策定)			
平成25年	1月	今後の進め方について			第1回開催
	2月	計画骨子案について			第2回開催
	3月	計画骨子案の決定			第3回開催
	4月	計画策定支援業務委託を契約締結			
		計画骨子案を協議	計画骨子案審議		
		市民検討委員会設置(要綱策定)			
	5月	今後の進め方について		第1回開催	
	7月	計画案の審議		第2回開催	
	9月	計画案の審議		第3・4回開催	
	10月	計画案の決定		第5・6回開催	
	11月	計画案を諮問	計画案審議		
		庁議(パブリックコメント)			
		重要事項説明(パブリックコメント実施について)			
	12月	計画案パブリックコメント			
平成26年	3月	地域福祉計画策定公表			
※1 庁内検討委員会の下部組織として作業部会(係長相当職)を設置する。					